

ながくて eco チャレンジ 2022 生ごみ処理機モニター実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ながくて eco チャレンジ 2022 実施要綱に基づき、一般家庭から排出される二酸化炭素の削減を図るため、生ごみ処理機モニター実施について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、モニターとは、市が貸し出す生ごみ処理機を使用して、市の求めに応じてアンケート等の意見徴収に協力する者をいう。

(モニター対象者等)

第3条 モニターの対象者は、ながくて eco チャレンジ 2022 の取組の目標を達成した者で、市税の滞納がなく、生ごみ処理機の引き渡しを希望し、抽選に当選した者とする。

(モニター期間)

第4条 生ごみ処理機のモニター期間は、原則として3か月とする。

2 生ごみ処理機のモニターは、1世帯につき1回限りとする。

(経費)

第5条 電気代等の処理動作に伴う経費は、モニターの負担とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ながくて eco チャレンジ 2022 生ごみ処理機モニター申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。また、提出時に申請者本人が確認できるものを明示しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときには、申請内容を審査し、承認の可否を決定し、ながくて eco チャレンジ 2022 生ごみ処理機モニター承認可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）にて通知するものとする。

(受取)

第8条 申請者は、決定通知書を受け取った以降に、生ごみ処理機を受取ために市役所に来庁するものとする。

(決定の取消)

第9条 町長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、第9条による決定を取り消すことができるものとし、ながくて eco チャレン

ジ 2 0 2 2 生ごみ処理機モニター承認取消通知書（様式第 3 号）にて通知するものとする。

- (1) 生ごみ処理機を目的外に使用したとき。
- (2) 第三者に転貸したとき。
- (3) 営利を目的で使用したとき。
- (4) その他、貸し出しが不相当であると判断したとき。

2 前項に基づき、モニターの対象を取り消された者は、速やかに生ごみ処理機を市に返却しなければならない。

(注意義務)

第 1 0 条 モニターは、付属の説明書等の記載内容に従い、細心の注意を払って処理機等を使用するものとする。

2 処理機等を故意又は過失により亡失し、又は故障したときは、実費弁償しなければならない。ただし、通常の使用による故障等と市長が認める場合は、この限りではない。

(報告)

第 1 1 条 モニターは、モニター期間が終了した月の翌月 1 0 日までにアンケートに回答するものとする。アンケートは、原則、市ホームページから回答することとする。

(譲渡)

第 1 2 条 前条における報告が完了した者については、生ごみ処理機を無償譲渡する。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。